

## 第 1 監査の種別

財政援助団体監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

## 第 2 監査の対象

団体名 一般社団法人奥島根弥栄

所管の部課名 弥栄支所産業建設課

## 第 3 監査の目的

平成 29 年度に実施した財政援助団体監査（以下「前回調査」という。）の結果報告において、指摘事項又は意見とした事項（以下「指摘事項等」という。）に対して講じた措置として提出を受けた事項について、対応措置が対象監査項目を満たすものになっていることの確認及び有効に対応されているか改善状況を確認するものである。

## 第 4 監査の着眼点

### 1 補助金交付団体

- (1) 補助金交付申請書の提出、補助金の請求及び受領、実績報告は適時に行われているか。
- (2) 補助事業は目的に沿って実施され、十分効果が上げられているか。
- (3) 出納関係帳簿等の整備、記帳は適正にされ、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切にされているか。

### 2 所管課

- (1) 補助金に係る事務は規則等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び対象事業内容は明確にされているか。
- (3) 補助金の履行状況、対象経費、効果等が実績報告書等により確認されているか。
- (4) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

## 第 5 監査の主な実施内容

監査の着眼点に基づき、対象団体の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係諸帳簿等との照合を行った。その後、本監査を実施し、所管部署から聴

取することにより指摘事項についての改善状況の確認を行った。

## 第 6 監査の実施場所及び日程

実施場所 団体事務所及び監査委員事務局

監査日程 平成 30 年 12 月 25 日から平成 31 年 3 月 12 日まで

## 第 7 フォローアップの結果

### 1 決算書類について

指摘事項	<p>決算報告書を確認したところ、売上高に補助金が含まれて一括計上されており、営業売上金額と補助金額を別々に確認することができない様式となっている。また、団体の決算期を 9 月としており、市の会計年度とは異なるため、補助金の効果検証を行うための、決算における事業売上の推移を把握することが容易にできない。補助金を除く事業売上が分からない様式では、経営計画、目標等を策定することが難しいと考える。決算書類の様式については、団体及び市の双方が確認しやすい様式となるよう見直しの検討をされたい。</p>
措置回答	<p>団体) 決算書類の様式については、第 3 期(平成 30 年 9 月 30 日まで)の決算より、石央商工会及び税理士と相談し、団体及び市の双方が確認しやすい様式となるよう改善する。</p> <p>市) 団体及び市の双方が確認しやすい様式になるよう指導する。</p>
検証結果	<p>決算報告書の補助金計上方法については雑収入に補助金収入が計上されるなどして改善されていることを確認した。</p> <p>補助事業と他事業の管理が同一であるため、補助事業対象の支出等を確認しにくいものであった。</p>

## 2 内部監査体制について

指摘事項	従業員が少ないため、お互いの業務実施状況をチェックする内部監査体制が整備できない状況となっている。団体の運営には市が関わり、また、多額の補助金を交付している状況から、内部監査の体制づくりは市も協力し、適切な事業執行が行われるよう取り組む必要がある。
措置回答	<p>団体) 体制づくりについては、法人内部監査を定期的に行い、適切な事業執行を目指す。</p> <p>市) 適正な事業執行が行われるよう、協力する。</p>
検証結果	毎月 1 回監事による内部監査が行われていることを確認した。

## 3 出納事務規定の整備について

指摘事項	<p>団体においては、事務処理規程、出張旅費規程を整備し組織の適切な運営を図っているが、具体的な経理事務に関する規程について整備されていない。会計業務を正確かつ迅速に処理するため、出納事務規程を整備し、適切な事務執行に努められたい。</p> <p>なお、業務委託、物品購入等の発注先の選定においては、入札を行い、経済的な相手方の選定に努めているが、1 者に限定して発注している場合も多くあり、その場合は、選定の理由を明確にする必要がある。</p>
措置回答	<p>団体) 出納事務規程を整備した。</p> <p>団体) 基本的には入札を行い、経済的な相手方の選定に努める。なお、1 社に限定して発注する場合は、選定理由について明確にする。</p> <p>市) 業務委託、物品購入等の発注先の選定については、市の契約規則等に準じて行うよう指導する。</p>

検証結果	<p>経理規定が整備されていることを確認をした。</p> <p>選定方法について市に準じて行っていることを確認した。</p>
------	--

#### 4 支払処理について

指摘事項	<p>業務委託料、物品購入費等の支払いについて、請求書を受理後の支払い時期が遅い支出伝票が見受けられた。支払いは、請求内容を確認後、契約等に基づき速やかに支払いするよう改善されたい。なお、財源不足の状況が支払遅延の原因としてあれば、補助金の交付時期について所管課と協議し、計画的に、円滑な事業運営が行われるよう調整されたい。</p>
措置回答	<p>団体）補助事業の委託料、物品購入費の支払遅滞が生じないように計画的に円滑な事業運営に努める。</p> <p>市）補助金の交付時期については、財源不足の状況が発生しないよう団体と協議し、必要に応じ適切な事務処理のもと、交付する。</p>
検証結果	<p>団体の支払については概ね適切な処理がされていた。</p> <p>補助金の交付時期について所管課が決定通知通りに支払の履行を行っていなかった。措置回答通りの履行でないため、再度指摘する。</p>

#### 5 補助金交付に係る指導監督について

指摘事項	<p>補助金交付申請書、実績報告書等の書類を確認したところ、団体名の記載不足、金額の誤り等が見受けられた。市が書類を受付する際には、記載内容に漏れや誤りがないか十分確認を行い、適切な事務処理が行われるよう指導されたい。支出内容については、実績報告書の受付の際に団体と詳細な確認作業が行われていた。今後も事業の進捗状況、経営状況の指導監督を十</p>
------	--

	分行うとともに、団体の運営に当たり市の関与が多大なことから、補助金の交付終了後においても、経営状況、補助金交付の公益上の趣旨が十分継続して経営されるよう指導助言を行われたい。
措置状況	市)書類を受理する際には、記載内容の漏れや誤りがないか、また適切な事務処理が行われているか確認を徹底する。
検証結果	補助事業についての指導、助言方法、実績報告時の所管課の書類確認方法について確認した。

## 第 8 監査意見

前回監査の指摘事項に対する措置等の状況はおおむね適正な対応がなされていた。しかし、改善の必要が認められる処理もあったため、以下の意見とする。

### 1 決算書類について

団体が作成する決算関係書類等で補助金事業については、その事業ごとに管理することにより、実績報告等の書類作成が煩雑にならずに済み、補助事業の効果の検証も容易になると思われるため、預金通帳等を分けて管理するなど検討されたい。

### 2 補助金交付手続きについて

補助金交付の処理手続きの中で、次のとおり不備が認められた。

浜田市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第 13 条第 1 項に補助事業の完了前交付について規定しており、その交付方法については、浜田市補助金等交付規則運用基準（以下「運用基準」という。）第 7 に規定してある。今回確認した補助金は、起案では平成 29 年 7 月に交付するとしてあり、事前に財政課長協議が必要であることを規定した運用基準第 7 第 4 項に該当するが、所管課の補助金等交付決定の起案文書には財政課の合議がなく、財政課長と協議せずに補助事業完了前交付を決定している。

補助金等交付決定通知書で平成 29 年 7 月交付として団体に通知しているにもかかわらず、実際に交付したのは平成 30 年 4 月

であり、交付決定通知書のとおり履行していない。規則第 13 条第 2 項に補助事業者の交付請求について規定しており、団体から請求書が出ないのであれば所管課は請求書の提出について指導する必要がある。

規則第 7 条には交付決定通知について規定しており、また、規則第 9 条には決定内容の変更等について規定してある。規則第 9 条の規定は補助団体からの変更に基づいた規定ではあるものの、所管課が何らかの事情により補助金等交付決定通知書で通知したとおりに補助金交付が履行できないのであれば、交付決定の変更理由を付し、速やかに団体に通知する必要があると考えられる。しかし、所管課は変更決定通知をしていない。

以上のことから、所管課は規則及び運用基準どおり事務処理を適正に行われたい。

### 3 補助金交付に係る指導監督について

情報発信ツールとしてのホームページが更新されないままであり、補助金を充てて作成しているので、効果の検証及び更新についての指導を担当課は行う必要がある。

補助事業名に情報発信事業補助金としているのであり、顧客へのサービス向上、ブランド米奥島根のアピールのためにもホームページの更新を行い、情報を発信し続けるべきであり、また、担当課も補助金効果検証のためにも、指導、助言をするよう強く望むものである。